仕　様　書

国勢調査に係る事務室（国勢調査審査会場）及び書類保管庫の賃貸借に係る仕様は次のとおりとする。

記

１　件名
令和７年国勢調査に係る事務室（国勢調査審査会場）及び書類保管庫の賃貸借
２　契約期間
令和７年11月４日から令和８年３月31日まで
３　賃貸借条件
（１）立地条件
北海道庁別館（札幌市中央区北３条西７丁目）から、片道行程1.2km以内であること。
（２）必要床面積
概ね、496㎡（150坪）以上であること。ただし、床面積240㎡（約73坪）以上の１フロアを確保できれば、２つの階にまたがっても可とする。
（３）建物構造等
ア　事務室の床荷重が、300kg/㎡以上であること。
イ　事務室の使用が、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、7:00～22:00まで可能であること。
ウ　荷物運搬が可能なエレベーターがあること。
エ　事務室の施錠ができること。
オ　空調設備が確保されていること。
カ　給湯設備が確保されていること。
キ　賃貸借対象フロアに男女別のトイレが備わっており、男子、女子ともに２個以上のブースがあること。
ク　二方向避難経路が確保されていること。
ケ　NTTドコモの通信エリア内にあり、電波状況が賃貸エリア内で安定していること。
４　経費の積算
（１）入札金額
入札金額の算出に当たっては、事務室の賃貸借料、共益費、施設管理費等に、（２）に定める諸費用を含めた価格（消費税及び地方消費税を除いた額）とする。
（２）次のア～ウに掲げる費用（以下、「諸費用」という。）については、賃借人の負担とし、入札金額に含めるものとする。
ア　賃貸借物件内の照明及びその他の機器の電気料
イ　賃貸借物件内の空調設備に係る冷暖房費
ウ　賃貸借物件内の室内清掃費（道が別途契約する場合を除く。）
（３）賃貸借前の通常の修繕費用等は、賃貸人の負担とする。
（４）敷金・礼金・保証金は、賃借人で負担しない。
（５）退去時において発生する、床剥離清掃、照明器具清掃及び蛍光灯の入替、窓清掃、クロス貼替等の原状回復工事に係る費用については、賃借人で負担しない。
５　契約代金の支払
賃貸借料は、毎月、当該月分を翌月30日までに支払うものとする。